

別紙

諮問第994号

答 申

1 審査会の結論

「8. 30国会包囲行動警備実施計画」ほか13件を一部開示とした決定及び「集会等の参加人数を集計する方法を定めたマニュアル等」を不存在を理由として非開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「2015年8月30日国会前で行われたいわゆる安全保障法案反対集会における参加人員を計測集計した一切の記録、上記当日の警備計画書及び集会、デモ等において参加人員を計測、集計する方法を定めたマニュアル等」の開示請求に対し、警視総監が平成27年10月20日付けで行った一部開示決定及び非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 一部開示決定に対する審査請求の理由

(ア) 各対象公文書において、非開示とした部分のうち、日時、場所、主催、原因（目的）、参加人員は、警備態勢や警備手法とは何ら関係のない情報である。しかも既に、警備は全て終了していることから、開示しても犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれは、全くないことは明らかである。

また、結果報告書に参加人員の欄がある文書については、他の非開示とした部

分の中に、当日人員を計測して集計、計算した記録が含まれていると考えるのが相当である。

これら人員を計測して、集計する方法は、警備態勢、警備手法とは明らかに異なる情報であり、開示しても犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれは全くないといえる。

(イ) 条例7条4号の解釈と処分の違法性

条例7条4号は、実施機関に対し「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報」は開示しないことを認めている。

条例は、基本的にその趣旨目的及び規定の構造を行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）と同じくするものであるから、条例7条4号の解釈についても、情報公開法の解釈を参考にすべきである。

平成26年7月25日東京高等裁判所判決は「情報公開法は、国民主権の理念にのっとり、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とし（1条）、行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に同条各号に掲げる情報（不開示情報）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し当該行政文書を開示しなければならないと規定しているのであり（5条）、これを原則としつつ開示義務の例外として不開示情報が記録されている場合を定める構造を採っているのであって、情報公開法の上記趣旨目的及び規定の構造に鑑みれば不開示情報を定める同条3号及び4号が行政機関の長が上記各おそれがあると認めることにつき「相当の理由がある」という要件を付加した趣旨は、法規の目的に従って所定の権限を適法に行使すべきものとしての限定を付する趣旨であると解するのが相当である。したがって、行政機関の長は、情報公開法5条3号、4号所定の不開示情報にあたりと判断して不開示処分をした場合において、当該不開示処分の取消訴訟が提起されたときは、当該判断の公正妥

当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を示すことを要するものと解するのが相当である。また外務大臣が同条4号所定の法定不開示情報に該当すると判断して不開示決定をし、当該不開示決定の取消訴訟が提起された場合についても、同条4号所定のおそれがあると合理的に判断することができる根拠が存在することを基礎付ける事実について可能な限り具体的に主張立証し、これらを総合的に踏まえて、同条4号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠があることを証明する必要があると解するのが相当である。」と述べている。

情報公開法5条4号は、条例7条4号と同内容の規定であり、同判決の解釈は、条例7条4号の解釈においても参照すべきである。

本件においては、条例7条4号所定のおそれがあると合理的に判断できる根拠は存在しない。また、上記判決によれば、警視總監は同条所定のおそれがあると合理的に判断することができる根拠が存在することを基礎づける事実について可能な限り具体的に主張立証し、これらを総合的に踏まえて、おそれがあると合理的に判断する根拠があることを証明する必要がある。

(ウ) 処分の違法性

a 参加人員及び人員の計測・集積方法と警備態勢との関連性がないこと。

警視總監は、一部開示決定した各公文書のうち「人員」ないし「参加人員」を含めた非開示部分の非開示理由について「警備実施に係る情報であり、公にすることにより警備態勢、警備手法等が明らかとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため」と述べている。この「人員」ないし「参加人員」の欄には、文書全体から判断すれば、集会に参加した人数が記載されていると考えられる。

しかし、警視總監が非開示とした部分のうち、少なくとも「人員」ないし「参加人員」欄に係る情報を明らかにしても、警備態勢、警備手法が明らかになるわけではない。一部開示された各公文書から警備態勢、警備手法を推察するためには、「人員」ないし「参加人員」欄に係る情報だけでなく、他の記載事項と併せて判断する必要がある、「人員」ないし「参加人員」欄に係る情報のみから警備態勢、警備手法を推察することは不可能である。したがって、「人員」

ないし「参加人員」欄に係る情報を開示したとしても、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。

b すでに警備は終了していること。

今回、開示請求した各文書は、いずれも平成27年8月30日の国会包囲行動の警備に関する文書であるから、すでに終了した集会の警備情報が記載されているに過ぎない。したがって、非開示部分につき開示したとしても、過去の情報を開示するものに過ぎず、将来の集会の警備に悪影響が生じるおそれはないから、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。

c 計測をしていること自体はすでに国会で明らかにされていること。

「人員」ないし「参加人員」欄に係る情報を開示することで、警備実施に係る情報を推察できるとすれば、警察が何らかの形で集会参加者の人数を把握するための活動をしているという事実であり、このほかの事実が推察できるとは考えられない。

ところで、平成27年9月10日に開かれた参議院外交防衛委員会の会議録第25号を見ると、藤田幸久委員が警察庁長官官房審議官の斉藤実氏に対し、警察が平成27年8月30日国会包囲行動の参加者の数を3万3,000人としている根拠について質問している。斉藤実氏はこれに対し「警察では、多数の方々による取組が行われるに際しまして、雑踏事故等の防止を図るための警察活動に必要な範囲でその場にいる方々の数の把握に努めております。」「あくまでも警察活動に必要な範囲で特定のエリアの一時点における人数の把握に努めております。」「それぞれの現場に応じた方法で人数の把握をいたしているところでございます。」と答えている。そうすると、警察が何らかの形で集会参加者の人数を把握するための活動をしていること自体はすでに公表されている事実といえる。

そうすると、「人員」欄にかかる情報を開示した結果警備実施に係る事実が推察できるとしても、その事実はすでに公開されているものであり、警備実施に関して新たな事実が判明するわけではない。このことから「人員」ないし「参加人員」欄に係る情報を開示したとしても、公共の安全と秩序の維持に支

障を及ぼすおそれはないといえる。

d 理由説明書において十分な説明がないこと。

平成28年7月26日付けで、警視総監から審査会に対し理由説明書が提出されている。しかし、その内容は、一部開示決定通知書とほぼ同一のものであり、非開示理由についてもごくわずかな説明しかなされておらず、審査請求書に記載した審査請求の理由についても何ら反論がなされていない。

すでに述べたとおり、警視総監は条例7条4号所定のおそれがあると合理的に判断することができる根拠が存在することを基礎づける事実について可能な限り具体的に主張立証し、これらを総合的に踏まえて、おそれがあると合理的に判断する根拠があることを証明する必要がある。しかし、警視総監は審査会の場であらためて非開示理由を具体的に述べる機会を与えられたにもかかわらず、このような具体性に欠ける説明しかしておらず、条例7条4号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠を証明できていない。そして、警視総監が具体的な説明をしていないこと自体が、警視総監の判断の「相当の理由」がないことの証である。

したがって、警視総監は条例7条4号所定のおそれがないのに公文書を全部開示しなかったことになり、本件の警視総監の処分は違法である。

(エ) 処分の不当性

条例1条は、都民に対し公文書の開示を請求する権利や東京都の都民に対する説明責任を明記しており、都民に対して可能な限り行政機関の保有する情報を開示することを求めている。公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがほとんどないにもかかわらず、極めて重要な意味を持つ「人員」の情報を開示しないことは、条例の趣旨目的に照らしても、適切ではない。したがって、本件の警視総監の処分は不当である。

イ 非開示決定に対する審査請求の理由

(ア) 処分の理由付記の違法性

平成27年10月20日、審査請求人は非開示決定（不存在）と併せて、別件の開示

請求を行った。その一部開示とされた警備実施結果報告書等を確認すると、参加人員の欄があり、不開示とされている。そのため記載されている数値は不明であるものの、何らかの手法を用いて参加人員を計測し、集計した数値であると考えられる。

当日の様子を伝える新聞等によれば、主催者発表で12万人とされており、これだけの人数を、警備担当者個人の主観的印象に任せ、自己流的な観測で計測することは、あまりに正確性を欠くこととなり、事実上不可能である。

したがって、何らかのマニュアルに基づいて計測していると考えるのが自然である。

(イ) 開示請求に係る公文書が存在すると認められること及び処分の違法性

審査請求人は、平成27年9月7日警視総監に対し、集会、デモ等において参加人員を計測、集計する方法を定めたマニュアル等の開示請求を行った。しかし、警視総監は同年10月20日当該開示請求に係る公文書については、取得及び作成しておらず、存在しないとして非開示決定をした。

警視総監が集会、デモ等において参加人員を計測、集計する方法を定めたマニュアル等を保有していることは明らかであるから、警視総監は何らかの理由なく開示請求に係る公文書を開示しなかったのであり、警視総監の処分は違法である。

したがって、警視総監の処分は取り消されるべきである。

(ウ) 一部開示された警備実施結果報告書等の参加人員欄の存在

審査請求人は、平成27年10月20日に行った別件の開示請求により、平成27年8月30日に開催された国会包囲行動に関する警備結果を報告する文書等の一部開示を受けた。同文書を確認すると「人員」ないし「参加人員」という欄があり、同欄には集会の参加者の人数が記載されていると思われる。「人員」ないし「参加人員」の欄に係る記載内容は、条例7条4号に該当する情報であるとして非開示となっており、記載されているはずの参加者の具体的人数については不明なままである。しかし、非開示となっている以上は、何らかの数値が記載されているはずであり、そうだとすれば、警察は何らかの手法を用いて参加人数を計測し、集計したはずである。

そして、平成27年8月30日の国会包囲行動の様子を伝える新聞等によれば、参加人員は主催者発表で12万人、警察が報道機関にリークした数字でも3万3,000人とされている。正確な参加人数はさておき、少なくとも数万人が参加する大規模集会の警備において、参加人数の計測を警備担当者個人の主観的、自己流的な計測に委ねるとすれば、正確な参加人数の把握は困難であり、参加人数に応じた十分な警備体制を整えることは不可能なはずである。

したがって、警察は何らかのマニュアルに基づいて参加人数を計測しているとしか考えられず、警視総監が集会、デモ等において参加人数を計測、集計する方法を定めたマニュアル等を保有していることは明らかである。

(エ) これまでのデモの警備で培われたノウハウの継承

いわゆる安保闘争をはじめ、国会周辺は歴史上大規模な集会、デモが開催されてきた地域である。当然のことながら、警察はこれまで常に集会、デモの警備に当たってきたのであり、長年の警備経験の結果得られた貴重なノウハウを今日に継承しているはずである。

そして、集会、デモの参加者人数は警備計画立案のためには正確に把握する必要があるのであり、参加者人数の計測、集計のノウハウについても、現在の集会、デモ警備に生かすため、書面でマニュアル化されているはずである。

このことから、警視総監が集会、デモ等において参加人数を計測、集計する方法を定めたマニュアル等を保有していることは明らかである。

(オ) 国会答弁における計測実施の明白性

平成27年9月10日に開かれた参議院外交防衛委員会の会議録第25号をみると、藤田幸久委員が、警察庁長官官房審議官の斉藤実氏に対し、警察が平成27年8月30日国会包囲行動の参加者の数を3万3,000人としている根拠について質問している。斉藤実氏は、これに対し「警察では、多数の方々による取組が行われるに際しまして、雑踏事故等の防止を図るための警察活動に必要な範囲で特定のエリアの一時点における人数の把握に努めております。」「あくまでも警察活動に必要な範囲で特定のエリアの一時点における人数の把握に努めておりまして、それぞれの現場に応じた方法で人数の把握をいたしているところでございます。」と答

えている。

このことから、警察庁関係者自ら、警察が組織として平成27年8月30日の国会包囲行動の参加人数を把握するための行動をしていることを認めているのである。警察が組織として参加人員の把握を試みる以上は、すでに組織として参加人員を把握する手法が確立されていると考えるのが自然であり、それをマニュアル策定して周知するはずであって、このことから、警視総監が集会、デモ等において参加人員を計測、集計する方法を定めたマニュアル等を保持していることは明らかである。

(カ) 理由説明書の記載内容に関する妥当性

平成28年7月26日付けで、警視総監から審査会に対し理由説明書が提出されている。しかし、その内容は非開示決定通知書とほぼ同一であり、開示請求に係る公文書は作成及び取得していないため存在しないという非開示理由を繰り返すのみで、審査請求書に記載した審査請求の理由について何ら反論がなされていない。警視総監は審査会の場で、あらためて開示請求に係る公文書について合理的かつ十分な探索を行ったことを主張し得たにもかかわらず、理由説明書において具体的な反論を記載していないのである。

文書不存在を争点とする訴訟において、判例上は文書の開示を請求する者において文書が存在することの立証責任を負うとされている。しかし、集会等の参加人員を集計する方法を定めたマニュアル等はもっぱら被告の支配領域内で作成される以上、警視総監は文書が存在しないことにつき、詳細な説明を加えなければならない。具体的には、文書が存在しないことにつき、もともと作成または取得していないのか、その理由は何か、或いは過去に作成または取得していたが廃棄したのであれば、それはいつで、その理由は何か、等々を具体的に説明しなければならない。しかしながら、警視総監はこれらの説明を一切していないのであるから、その説明がないことそれ自体が不合理であり、不自然であり、疑問点がさらに増幅すると言わざるを得ず、したがって実施機関である警視総監の無説明が容認される余地はない。

このように、警視総監が主張する開示請求に係る公文書は作成及び取得しておらず存在しないという理由は極めて疑わしいものといえることができる。

以上のとおり、警視総監が集会、デモ等において参加人数を計測、集計する方法を定めたマニュアル等を保有していることは明らかであるから、審査請求書のとおり、審査請求に係る処分は取り消されるべきである。

3 審査請求書に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 一部開示決定について

ア 非管理職の警察職員の氏名

個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条2号及び4号に該当する。

イ 上記以外の非開示とした部分

警備実施に係る情報であり、公にすることにより、警備態勢、警備手法等が明らかとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条4号に該当する。

ウ 警備実施に係る情報の条例7条4号該当性

警備態勢、警備手法、参加人員等の警備実施に係る情報は、既に終了した警備であるというだけで、これらの情報を開示することにより、1回だけでは断片的な情報であっても犯罪を企図する者等が開示請求を繰り返すことによって研究、分析され、今後の警備態勢、警備手法等が推測されることになり、不法行為を容易にするおそれがあると認められるため、条例7条4号に該当する。

(2) 非開示決定について

集会、デモ等の参加人員の計測・集計は、事前の現場実査を踏まえて特定のエリアの面積と一時点における密度を考慮して人数の計測・集計を行っており、警備の現場や性質により異なり、それぞれの警備現場に最も適した方法で行うため、計測・集計

方法を定めた基準やマニュアル等は、作成及び取得しておらず、存在しない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年 2月26日	諮問
平成28年 4月28日	新規概要説明（第141回第三部会）
平成28年 7月28日	実施機関から理由説明書收受
平成28年 7月29日	実施機関から説明聴取（第144回第三部会）
平成28年 8月29日	審査請求人から意見書收受
平成28年 9月16日	審議（第145回第三部会）
平成28年10月27日	審議（第146回第三部会）
平成28年11月24日	審議（第147回第三部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書及び本件請求文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「2015年8月30日国会前で行われたいわゆる安全保障法案反対集会における参加人員を計測集計した一切の記録、上記当日の警備計画書（以下「本件開示請求1」という。）及び集会、デモ等において参加人員を

計測、集計する方法を定めたマニュアル等（以下「本件開示請求2」という。）について、それぞれ開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求1に対して、別表1に掲げる本件対象公文書1から14まで（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、別表2に掲げる本件非開示情報1から3までを非開示とする一部開示決定を行った。

また、本件開示請求2に係る請求文書（以下「本件請求文書」という。）については、作成及び取得していないとして、不存在を理由とする非開示決定を行った。

イ 「警備実施計画」について

警視庁警備規程（昭和39年訓令甲第1号。以下「警備規程」という。）71条は、計画責任者は、平素から情勢判断を的確に行い、関係機関との連携を密にし、事案の発生が予想される場合は、速やかに実施計画を策定するものと規定されている。

実施機関によれば、「警備実施計画」は、警備規程71条に基づき、多数人が集まることにより事故が発生するおそれがある場合や警察部隊の投入が必要と認められる場合等に警察法（昭和29年法律第162号）2条の責務を達成するために作成し、その内容は、警備会議等を通じて警備に従事する各警察署、各機動隊等に対し警備実施計画として示達されるとのことである。

ウ 「警備実施結果報告」について

警備規程149条では、所属長は警備実施に際して、日時、場所、主催者、参加者、原因、警備態勢等のほか、今後の教訓事項や警備実施運用上参考となる事項について逐次警備部長に対して報告するものと規定されている。

実施機関によれば、「警備実施結果報告」は、警備規程149条に基づき、警備に従事した所属長が作成して、警備規程に定められた様式により警備部長に報告するとのことである。

エ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の

個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

オ 本件非開示情報1から3までの非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

本件非開示情報1は、非管理職の警察職員の氏名である。これらは特定の個人を識別することができる情報であり、条例7条2号本文に該当する。実施機関では、管理職にある警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の非管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしていないことから、本件非開示情報1は同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1は、条例7条2号に該当し、同条4号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2及び3について

本件非開示情報2は、別表1「本件対象公文書1～7」の「警備実施結果報告」に記載されている警備実施における日時、場所、人員、原因（目的）、警備態勢、召集時間、本部設置時間、配置時間、解除時間、検挙人員又は取扱事項、受殺傷・装備の損耗状況等のほか、別添資料の警備措置の時系列等である。

次に、本件非開示情報 3 は、別表 1 「本件対象公文書 8～14」の「警備実施計画」に記載されている行動概要の主催・行動予定・参加人員、主催者等、警備方針、主要任務、警備態勢、警備通信、関連部隊等である。

実施機関は、本件非開示情報 2 及び 3 について、警備部隊の配置箇所、警備に従事した時間、警備措置、警備態勢、警備方針等は、既に終了した警備であっても犯罪を企図する者等が研究、分析することによって、今後の警備態勢、警備手法が推測されることになり、不法行為を容易にするおそれがあると説明する。

審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件非開示情報 2 及び 3 は、警備態勢等の情報のほか、警備部隊の召集から解除時間、部隊活動の場所、警備実施の目的、雑踏事故等の防止を図るために警察活動に必要な範囲内で把握した人員、警備部隊の配置状況、警備措置の内容等であり、これらの情報を公にすることにより、警備部隊の詳細な活動状況や警備手法までもが明らかとなる。

その結果、犯罪を企図する者等が、当該情報に基づいて研究、分析を行い警備実施に応じた対抗措置を講じることが可能となり、将来における不法行為が容易になるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 2 及び 3 は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報と認められるので条例 7 条 4 号に該当し、非開示が妥当である。

カ 本件請求文書の不存在の妥当性について

審査請求人は、一部開示を受けた警備結果を報告する文書等に「人員」ないし「参加人員」という欄があり、警察が何らかの手法を用いて参加人員を計測し集計していることは明らかであり、参加人員の計測、集計のノウハウが書面でマニュアル化されているはずである旨主張している。

これに対し、実施機関は、人員計測、集計は、事前の現場実査を踏まえて特定のエリアの面積と一時点における密度を考慮して人数の把握に努めており、警備の現場や性質により異なり、警備の任務に従事する警察官に対しては、現場実査を踏まえて警備会議等で集計方法を周知し、それぞれの警備現場に最も適した方法で行うため、集計方法を定めた基準やマニュアル等は存在しないと説明する。

この点について審査会が警備実施に関する規程等を調査見分したところ、人員集計及び計測に関する内容が記載された公文書は存在しないことが確認できた。

また、条例41条1項は、公文書の検索に必要な文書目録を作成し、一般の利用に供するものとするとしており、審査会が実施機関に備え付けられている文書検索目録を確認したところ、本件請求文書である「デモ等において参加人員を計測、集計する方法を定めたマニュアル等」を含む件名の公文書は掲載されていないことを確認した。

さらに、審査会が実施機関に対して改めて本件請求文書の探索を依頼したところ、実施機関において本件請求文書が存在していないことを確認した。

以上のことから、実施機関が本件請求文書を作成及び取得していないという実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求文書について不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人は審査請求書、意見書において、種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、鴨木 房子、木村 光江、山田 洋

別表 1

項番	本件対象公文書
1	8.30国会包囲行動に伴う警備実施結果報告（平成27年9月8日付け、報告（〇〇.備）第2260号）
2	8.30国会包囲行動警備実施結果報告書（平成27年9月16日付け、報告（〇〇.備）第469号）
3	8.30「国会包囲行動」警備実施結果（平成27年9月9日付け、報告（〇〇.備）第471号）
4	8.30国会包囲行動警備実施結果報告書（平成27年9月8日付け、報告（〇〇.備）第470号）
5	8.30国会包囲行動対策警備実施結果報告（平成27年9月4日付け、報告（〇〇.備）第445号）
6	警備実施結果報告（平成27年9月11日付け、報告（〇〇.備）第484号）
7	警備実施結果報告（平成27年9月9日付け、報告（〇〇.備）第562号）
8	8.30国会包囲行動警備について（平成27年8月28日付け、署長達乙（〇〇.備）第77号）
9	8.30国会包囲行動警備実施計画（平成27年8月28日付け、隊長達乙（〇〇.備）第28号）
10	8.30「国会包囲行動」警備実施計画（平成27年8月28日付け、隊長達乙（〇〇.備）第33号）
11	8.30国会包囲行動警備計画（平成27年8月27日付け、隊長達乙（〇〇.備）第32号）
12	8.30「国会包囲行動」警備実施計画（平成27年8月28日付け、隊長達乙（〇〇.備）第42号）
13	8.30国会包囲行動警備実施計画（平成27年8月28日付け、隊長達乙（〇〇.備）第34号）
14	8.30「国会包囲行動」警備実施計画（平成27年8月28日付け、隊長達乙（〇〇.備）第41号）

別表 2

本件 非開示 情報	本件 対象 公文書	非開示部分	非開示理由及び非開示とする根拠規程
1	2、9、 10、11、 14	非管理職の警察職員の氏名	<p>個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。</p> <p style="text-align: center;">(条例7条2号)</p> <p>公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> <p style="text-align: center;">(条例7条4号)</p>
2	1～7	日時、場所、人員、原因(目的)、警備態勢、召集時間、本部設置時間、配置時間、解除時間、検挙人員又は取扱事項、受傷・装備の損耗状況その他、別添資料の表題部等を除いた部分	<p>警備実施に係る情報であり、公にすることにより、警備態勢、警備手法等が明らかとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> <p style="text-align: center;">(条例7条4号)</p>
3	8～14	行動概要の主催・行動予定・参加人員、主催者等、警備方針、主要任務、警備態勢、警備通信、関連部隊、現着時間、配置完了時間、服装、通信系、帯同車両、幹部の任務、警備措置、突発事案発生時の措置要領、留意事項、別図及び別表(表題部等を除いた部分)	<p>警備実施に係る情報であり、公にすることにより、警備態勢、警備手法等が明らかとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> <p style="text-align: center;">(条例7条4号)</p>